

○長崎市開発許可に関する条例施行規則

平成21年8月31日

規則第85号

改正 令和3年3月31日規則第37号

令和6年3月29日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市開発許可に関する条例（平成21年長崎市条例第16号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(条例第6条第1号アの市長が別に定める区域)

第2条 条例第6条第1号アの市長が別に定める区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 長崎市宅地等開発指導要綱（平成21年長崎市告示第525号。以下「要綱」という。）

第7条第1項に規定する保全区域

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000平方メートル以上であるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、長崎市市街化調整区域における住宅団地開発を目的とした地区計画制度運用基準（令和4年1月4日決裁。以下「運用基準」という。）第5条に掲げる区域

(条例第6条第2号アの市長が別に定める区域)

第3条 条例第6条第2号アの市長が別に定める区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 要綱第7条第1項に規定する保全区域

(2) 法第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000平方メートル以上であるもの

(条例第7条第1項第1号の市長が別に定める要件)

第4条 条例第7条第1号の市長が別に定める要件は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）別表第2（い）項第1号から第3号までに掲げる建築物については、運用基準第10条から第12条までに規定する要件とする。

2 条例第7条第1号の市長が別に定める要件は、建基法別表第2（い）項第1号から第3号までに掲げる建築物に附属する建築物については、運用基準第9条第7号及び第10条に規定する要件とする。

(条例第8条第1項第2号の市長が別に定める要件)

第5条 条例第8条第1項第2号の市長が別に定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

- (1) 区域区分に関する都市計画が決定された日前から引き続き、開発行為に係る土地を開発行為を行おうとする者の親族が所有していること。ただし、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条の2第1項及び第2項の規定による交換により取得した土地については、この限りでない。
- (2) 開発行為に係る土地が、開発行為を行おうとする者の親族が生活の本拠を有している集落内又はその周辺にあること。

（事前協議）

第6条 条例第9条第1項の規定により開発事業者が行う市長との協議は、開発行為事前協議申出書（第1号様式）に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 開発計画概要書（第2号様式）
- (2) 開発区域の位置図
- (3) 現況図
- (4) 土地利用計画図
- (5) 造成計画平面図及び断面図
- (6) 排水施設計画平面図
- (7) 給水施設計画平面図
- (8) 長崎市都市計画提案制度手続要綱（平成17年長崎市告示第241号）第8条第1項に規定する計画提案に係る採用通知書の写し（法第34条第10号に該当する開発行為である場合に限る。）

2 条例第9条第2項に規定する確認書は、第3号様式とする。

（公益的施設管理者との協議の結果の報告）

第7条 条例第10条第2項の規定による報告は、公益的施設管理者との協議経過報告書（第4号様式）により行うものとする。

（標識の設置）

第8条 条例第11条第1項に規定する標識は、第5号様式とする。

2 前項の標識は、当該開発区域内の主要な取付道路の付近その他の見やすい場所に設置するものとする。

3 条例第11条第3項の規定による報告は、標識設置報告書（第6号様式）により行うものとする。

（隣接住民等への説明の報告）

第9条 条例第12条第4項に規定する報告書は、第7号様式とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第37号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、令和6年3月29日から施行する。

第1号様式 (第4条関係)

(令3規則37・一部改正)

第2号様式 (第4条関係)

第3号様式 (第4条関係)

第4号様式 (第5条関係)

(令3規則37・一部改正)

第5号様式 (第6条関係)

第6号様式 (第6条関係)

(令3規則37・一部改正)

第7号様式 (第7条関係)

(令3規則37・一部改正)